

令和 5 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和5年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第3回) 議事録

1. 令和5年12月21日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 松永 隆太	2 番議員 岡田 智里
3 番議員 安部 敬子	4 番議員 山下 千穂
5 番議員 松本 直高	6 番議員 野口 陽輔
7 番議員 若松 正治	8 番議員 土井 一慶
9 番議員 柳生 駿祐	10 番議員 藤本 美佐子
11 番議員 吉田 裕彦	12 番議員 岸田 敦子

1. 欠席議員次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 東 修平	
副管理者 山本 景	
副管理者 神谷 雅之	
事務局長 近田 邦彦	
事務局次長兼会計課長 太田 広治	
総務課長 木邨 信吉	
管理課長 上村 悟司	
施設課長 小山 雅史	
総務課課長代理 井上 政明	
四條畷市市民生活部長 笹田 耕司	
交野市環境部次長 中井 俊博	

1. 事務局出席者次のとおり

書記 小西 享

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第4号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第5号	令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)について
日程第5	一般質問

(時に13時58分)

1. 議長(松本直高君) 皆さまこんにちは。定刻前ではございますが、皆さまお揃いでございますので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議長(松本直高君) はい。ありがとうございます。それでは本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。

1. 管理者(東 修平君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 管理者。

1. 管理者(東 修平君) はい。四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は議員の皆さまにおかれましては、師走の何かとお忙しい折、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の定例会にご提案申し上げます案件は、私どもから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)についての2議案を、お願い申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 議長(松本直高君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいたさせます。

1. 事務局長(近田邦彦君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 事務局長。

1. 事務局長(近田邦彦君) はい。それではご報告申し上げます。本日の会議におけます議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る11月21日には令和5年度定期監査及び10月分の現金出納検査が、12月18日には11月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお、監査、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、合わせてご報告申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議長(松本直高君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりいたします。日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。8番土井一慶議員、9番柳生駿祐議員を指名いたします。

1. 議長(松本直高君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。令和5年12月21日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(松本直高君) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

1. 議 長（松本直高君） 日程第 3、議案第 4 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。
1. 事 務 局（木邨信吉君） 議長。
1. 議 長（松本直高君） 事務局。
1. 事 務 局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）
1. 議 長（松本直高君） 朗読が終わりましたので、管理者より、議案第 4 号についての議案理由の説明を求めます。
1. 管 理 者（東 修平君） 議長。
1. 議 長（松本直高君） 管理者。
1. 管 理 者（東 修平君） はい。ただ今議題となりました議案第 4 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。地方自治法の一部が改正されたことに伴う条例の改正が一部できていなかったことが判明したため、条例の整備を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜われますようお願い申し上げます。
1. 議 長（松本直高君） 引き続きまして、理事者より議案第 4 号についての内容説明をいただきます。
1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。
1. 議 長（松本直高君） 事務局長。
1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ただ今議題となりました議案第 4 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。本条例は地方自治法の規定に基づく条例で定める議会の議決に付すべき事項に関する条例でございますが、地方自治法の一部が改正された際に本条例において、同法の条項を引用している箇所を改正すべきところが、改正がなされていなかったことが判明したため、改めて当該条項について改正するものでございます。それでは議案書 4 ページと参考資料の新旧対照表 2 ページ、3 ページをご覧くださいと存じます。  
第 3 条におきまして、議会の議決に付すべき財産の取得または処分について規定をしておりますが、その引用条文である地方自治法第 96 条第 1 項第 7 号の第 7 号を第 8 号に改正するものでございます。以上誠に簡単ではございますが、議案第 4 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。
1. 議 長（松本直高君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより、質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（松本直高君） 質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議 長（松本直高君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 4 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
1. 全 員 異議なし。

1. 議長（松本直高君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（松本直高君） 日程第4、議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。
1. 事務局（木邨信吉君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 事務局。
1. 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）
1. 議長（松本直高君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第5号についての内容説明をいたさせます。
1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 事務局長。
1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ただ今議題となりました、議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書をご覧いただきたいと存じます。まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条として歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,841万3,000円としようとするものでございます。

次に第2条として債務負担行為を新たに設けるものでございます。それでは歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書でご説明をさせていただきたいと存じますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款) 分担金および負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額17億2,130万5,000円から3,818万5,000円を減額補正し、16億8,312万円としようとするものでございます。減額補正の内訳でございますが、四條畷市の分担金を1,734万9,000円の減額、交野市の分担金を2,083万6,000円の減額となつてございます。

次に(款) (項) (目) 繰越金でございますが、補正前の額1,000円から前年度繰越金3,368万1,000円を増額補正し、3,368万2,000円としようとするものでございます。

次に8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、まず(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、補正前の額9,518万6,000円から48万8,000円を減額補正し、9,469万8,000円としようとするものでございます。その内容でございませうが、職員の人事異動や人事院勧告に伴う給与改定などにより、給料で27万8,000円、職員手当等で51万8,000円を増額するとともに、共済費では予算計上時から算定基礎額が減となったことなどにより、128万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、補正前の額10億1,491万5,000円から401万6,000円を減額補正し、10億1,089万9,000円としようとするものでございます。その内容でございませうが、総務費と同じく職員の人事異動や人事院勧告に伴う給与改定、また職員の退職などにより給料では175万4,000円の減額、職員手当等では48万6,000円の増額、共済費では、算定基礎額の減などにより274万8,000円を減額しようとするものでございます。なお10ページ以降につきましては、給与費明細書となつてございますが、ご説明は省略させていただきたいと思つたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に債務負担行為につきまして、ご説明申し上げますので4ページにお戻りいただきます。

第2表債務負担行為でございますが、熱回収施設及びリサイクル施設では施設の特異性から定期的計画的に設備や機器の更新整備が必要でございますが、これら機器等は受注生産が多くを占めており発注から納品まで長期間を要する状況となっていることや、現在の世界情勢における半導体不足の影響で生産が遅れ、それに伴い納期が長引く機器もありますことから、令和6年度また令和7年度に整備を予定している機器等につきまして、納入時期及び整備期間から逆算した入札手続きを実施出来るようにするため債務負担行為を設定させていただくものでございます。

まず事項、ごみ処理施設点検整備用部品購入にかかる経費の令和6年度ですが、期間を令和5年度から6年度、限度額を5,383万6,000円としており、同事項の令和7年度につきましては期間を令和5年度から7年度、限度額を7,579万円と設定してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（松本直高君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行なってまいります。ただ今から順次質疑を許可します。

1. 11番議員（吉田裕彦君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 11番吉田裕彦議員。

1. 11番議員（吉田裕彦君） はい。ありがとうございます。議席11番四條畷市の吉田裕彦でございます。議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）について質問をさせていただきます。

内容といたしましては第1表においてはさほどないんですが、第2表の債務負担行為について非常に限度額多いものでございますので、ちょっとお聞きをしたいと思います。2カ年にわたりましてごみ処理施設点検整備用部品購入にかかる経費として、限度額5,383万6,000円と7,579万円があります。その点検整備の箇所と、部品購入の内容についてお示し願いたいと思います。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 太田次長。

1. 事務局次長（太田広治君） はい。それでは順次ご答弁申し上げます。

まず令和6年度の点検整備に使用する部品についてでございますが、熱回収施設では燃焼設備である給じん装置の油圧シリンダーや燃焼装置駆動用油圧装置用部品、焼却炉内の火格子、同じく焼却炉内の炉壁で使用している耐火物でございます。他にはボイラーの付属設備であるスートブロワの部品や、排ガス処理設備の集じん器用部品、灰出し設備の飛灰搬出コンベアのチェーン類や、全停電時に自動で起動する非常用発電機の部品となっております。

またリサイクル施設においては低速回転式破砕機に粗大ごみなどを搬送する低速回転式破砕機供給コンベアのチェーン類などでございます。次に令和7年度でございます。令和7年度の点検整備に使用する部品といたしまして、熱回収施設の中央制御室にある計装制御システムで使用しております、PLCと呼ばれる制御部品となります。またプラントで使用している圧縮空気を製造する雑用空気圧縮機と計装用空気圧縮機のインバータ、焼却炉内の火格子となります。以上でございます。

1. 11番議員（吉田裕彦君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 吉田議員。

1. 11番議員（吉田裕彦君） はい。ご答弁いただきまして、ありがとうございます。非常に前段でも局

長の方からやはり部品の部分にかかる購入までの間が、今非常に伸びているのが現状という部分もありまして、今、箇所については、細々と太田さんの方から述べられております。まあ、点検部品として、こういう金額というのは非常に大きいかなと思ってたんで、今の説明を聞くと前段の局長のお話も聞くとですね、やはり今後そういう納期が遅れてくるという対応の中でやはり考えていかなあかなのかなという部分になります。まあ部品購入という形でこんだけいるのかなというのが、僕ちょっと気にしていて、今回の質問に至った訳でございます。内容についてチェーンの交換であったり、コンベアのチェーンがありましたよね、システム、それからシリンダーであったりそういった部分、特殊な部分でいうところかなというふうには認識させていただきまして、そういう中で今後やはりこの金額は大きいので、今後令和8年等々においてもそういう部分をどう考えてるのか、またこういう形が出てくるのか、その辺について、ご答弁いただけますでしょうか。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 太田次長。
1. 事務局次長（太田広治君） はい。それでは答弁申し上げます。令和8年度それ以降の整備部品の購入につきましては、整備項目等を含めまして、現時点で詳細は確定をしておりますが、整備部品の納品に時間がかかる傾向は改善されないことが予測されるため、同様の傾向が継続するものと考えてございます。以上よろしくご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
1. 議長（松本直高君） これにて吉田裕彦議員の議案質疑を終結します。次に12番岸田敦子議員。
1. 12番議員（岸田敦子君） はい、四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。私も同じく債務負担行為に関して質問が2回までしか出来ませんので、まとめて質問させていただきますが、よろしくお願い致します。

まず1点目にこの点検整備は熱回収施設の点検ですか。また法定点検と定期点検のどちらのものでしょうか。教えていただきたいと思っております。

2点目に整備計画にも盛り込んできたと聞いておりますが、その時点で想定していた費用や点検の内容、具体的なスケジュールをお聞かせください。

3点目にごみ処理施設点検整備用部品購入の経費に関して、2件の債務負担行為をするものですが、来年度、再来年度の点検整備のものを今年度に計上しなければならない理由をお答えください。これは当初の答弁でもあるかと思いますがよろしくお願い致します。

で、4点目に、今回調達する部品の種類は何種類で、そのうち特殊製品は何種類ですか。

5点目に、この2件をそれぞれ一括発注する理由をお答えください。契約方法は入札と聞いていますが入札しても一括発注で特殊製品などが多ければ、施工メーカー以外の入札は見込めるのでしょうか。

最後です。今回の限度額は、物価高騰の影響を加味したものとなっているのでしょうか。

以上6点よろしくお願い致します。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 太田次長。
1. 事務局次長（太田広治君） はい。それではご答弁を申し上げます。6点の質問につきまして順次ご答弁申し上げます。

まず1点目、この点検整備の実施箇所と法定点検、定期点検のどちらに該当するかというご質問でございますが、点検整備は、熱回収施設とリサイクル施設を含む点検になり、その整備は非常用発電機用部品にかかる整備については、法定点検となり、その他については定期点検となります。

2点目、施設整備の費用や内容のスケジュール等の設定についてでございますが、これまで本施設の施設整備については設備機器の交換推奨時期はそれぞれにあるものの、消耗状況や予防保全、財政負担などの観点から総合的に判断して、整備実施する年度の予算編成時期までに整備項目を決定してございます。今回は今後予定している整備時期に使用する部品の納期が、当該年度の発注には間に合わないため、2年前と1年前に発注しようとするものでございます。

次に3点目、今回債務負担行為をする理由でございますが、ごみ処理施設設備及び機器等点検整備につきましては年間スケジュールを組んで実施しており、令和6年度及び令和7年度の点検で交換を行う部品のうち、納品に時間がかかるものについて点検実施時期に確実に待ち合わせるため、今年度に債務負担行為を設定いたしました。

次に4点目、整備部品の種類の数と特殊製品についてでございますが、令和6年度の点検整備部品については9種類の機器に関する部品であり、令和7年度の点検整備部品については4種類の機器に関する部品でございます。また一般的に汎用品と呼ばれる機器以外を特殊製品として位置付けた場合には今回、調達を予定する部品は全てが該当することとなります。

次に5点目でございますが、一括発注の理由と応札状況の見込みについてでございますけれども、令和6年度、令和7年度のそれぞれの整備に確実に間に合うよう一括して部品を発注しようとするものでございます。契約方法につきましては、広く参加事業者を募れる、条件付き一般競争入札を予定してございます。

最後6点目、限度額の設定についてでございますが、今回の発注時期につきましては今年度内を想定しているため、現時点において算出した限度額でございます。以上でございます。

1. 議長（松本直高君） 岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。答弁ありがとうございました。今回の質問に関して、令和元年11月に出されました、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書の熱回収施設とリサイクル施設の点検整備費の計画を参考に予測に対して、実際はどうかということを確認するために質問をさせていただきました。予測では令和6年度の熱回収施設に関しては法定点検が480万円、定期点検が6,860万円、リサイクル施設は定期点検が890万円、合計で8,230万円となっており、令和7年度は熱回収施設の法定点検が7,090万円、定期点検は7,700万円、リサイクル施設の定期点検が720万円の合計1億5,510万円となっています。ただこれはあくまで参考値であり、計画値ではないという見解を職員の方から聞いております。管理運営計画というところに、点検費用の予測はしているのかどうか、これを改めて確認をさせていただきます。

で、2点目に、今回部品購入にかかる費用だけなので、実際の点検にかかる費用というのはさらにかかると思われますが、点検実施費用全体でどの程度必要と予測しておられますか。令和6年度、7年度それぞれ予測している費用をお答えいただきたいと思います。

そして3点目に、部品の特殊性というのを聞いたのは、これもあり方検討報告書の中で、特殊製品に関する課題ということが書かれておまして、施工メーカー以外の業者が特殊製品等を調達することが必要不可欠になるとあるので確認をしました。全てが特殊製品というお答えで、しかも一括発注するのであれば、入札をしてもやはり施工メーカーが有利になると思われれます。施工メーカーによる落札が予想されるのではないか、この点についてどうお考えですか。

最後ですが、熱回収施設とリサイクル施設の運転管理業務も、リサイクル施設は入札参加が3社あって、でも施工メーカーが落札し、熱回収施設は施工メーカー1社しか応札がなく、結果、施工メーカーに決まりました。圧倒的に施工メーカー有利という結果です。今回の入札は入札に応じる業者が



1 社しかなかった場合の措置というのはどう考えておられますか。

で、最後これは意見ですけども、2回しか質問が出来ないので、意見だけ申し上げておきます。今回の債務負担行為は、2つの施設の点検にかかる部品を、調達するための費用でそれ自体は市民の安心安全を確保するために、必要なことなので、賛成はいたします。

で、今回の質問で管理運営であれ、点検であれ、施工メーカーが独占的に行える有利な構造となっているという点と、施工メーカーの言い値で税金が使われるのだという懸念を指摘しておきたかったです。焼却場は製造メーカーが限られている分野ではあるものの、競争性や透明性が働かない点や、価格の妥当性が判断しきれぬ部分もあります。これをさらに管理運営を委託していくと、そうした懸念が進むということは指摘しなければならぬと思います。質問をいたしました。今後もそうした問題意識を持ってチェックは続けていくことは述べて質問を終わります。答弁をよろしく願います。

1. 事務局次長（太田広治君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 太田次長。

1. 事務局次長（太田広治君） はい。それでは再質問につきまして順次ご答弁を申し上げます。

まず整備費用の予測についてでございますが、施設整備に関しましては設備機器の交換推奨時期等を基準に予測はしてございます。

次に令和6年度、7年度の整備費用全体の予測についてでございますが、今回、債務負担行為を設定させていただこうとする部品を使用する整備にかかる部分につきましては確定しておりますが、その他の整備全体につきましての見通しは、令和6年度につきましては、現在予算編成の最終作業中であり、その後整備費用を確定いたします。令和7年度につきましては、次年度において設備の消耗状況や予防保全、財政負担の観点などから、全体の整備内容を判断していくこととなります。

次に入札にかかる応札者の予測についてでございますが、今回の部品購入にかかる入札につきましては条件付き一般競争入札で実施することが、広く事業者の参加につながるものと考えてございます。

最後に入札で応募が1社の場合の措置についてでございますが、本組合において応募が1社であった場合の対応でございますが、予定価格を事前公表とする場合には、不調として再度公告し、もう一度入札を実施いたします。予定価格を事後公表とする場合につきましては、入札は有効となります。予定価格の公表につきましては工事、設計業務及びその他業務等は事前公表とし、物品購入は事後公表としてございます。

以上何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 議長（松本直高君） これにて岸田敦子議員の議案質疑を終結します。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（松本直高君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（松本直高君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（松本直高君） ご異議なしと認めます。よって議案第5号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（松本直高君） 日程第5、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可します。

1. 1番議員（松永隆太君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 1番松永隆太議員。

1. 1番議員（松永隆太君） チームみんなの交野の交野市議会議員の松永隆太と申します。チームみんなの交野は山本市長個人が地域政党として代表を務め、私と、坂本顕市議が所属しております。また安部敬子市議、松村紘子市議の2名からなる、にじいろ対話の会とは、連携協力関係にあり、事実上交野市議会では最大会派でございます。

では、通告に従い一般質問を開始します。令和5年議会定例会における一般質問時のDBO及び運転管理業務の委託について、組合側および当時の管理者の答弁内容についてお聞かせください。

1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。

1. 議長（松本直高君） 近田局長。

1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ご答弁申し上げます。

令和5年組合議会定例会第1回における一般質問におきまして、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に関して、令和19年度からの基幹的設備改良DBO方式への移行期間として、令和3年度から令和6年度までリサイクル施設と熱回収施設の1班を民間委託したときの入札への参加者数、落札した会社と施工メーカーとの関連性の有無、落札率について、まずご質問があり、入札の参加業者は結果的には1社で、落札会社はプラントメーカーの関連会社、落札率は99.1%と答弁しております。次に委託において施工メーカーありきや1社独占とならないよう、組合としてはどのような努力を、工夫をしてきたのかとご質問があり、条件付き一般競争入札の参加条件を、現施設と同規模の受注実績と広く参加できるようにしたと答弁しております。

次に、結果的には1社の入札で、プラントメーカーの関連会社99.1%と、かなり高い落札率になったが、その要因について、また条件付き一般競争入札で現施設と同規模の受注実績としたことで、プラントメーカー関連の会社しか参加出来なかったということが、考えられないかとご質問に対して、条件付き一般競争入札で実施しており、結果として高い落札率であったと受け止めている。全国には同規模の施設が多数あるため、プラントメーカー関連会社以外が参加出来ない条件ではないと考えていると答弁しております。

次に、一社入札で高い落札率になったという結果を受け止めて、現時点で、競争性は働いたのかどうかとご質問に対し、条件付き一般競争入札で実施しており、競争性は担保されていたと答弁しております。

次に、入札時の競争性とは複数社の入札があつて、初めて競争性が担保出来る、競争性が働くのではないのかとご質問に対し、繰り返しとなるが入札公告において参加条件を現施設と同規模の受注実績とし、複数社が応募出来るように設定しており、競争性は担保されていたと考えるが、今後他団体の入札などを調査研究をしていきたいと答弁しております。

次に、DBO方式での民間委託は経済性の観点からも望ましいという過去の答弁があるが、例えば、熱回収施設における民間の委託費と、直営だった場合の年間経費はそれぞれいくらで、現時点における経費削減率はとご質問に対し、令和4年度の熱回収施設における年間委託費を切りとった

場合、約 3,975 万円。それを直営の場合で試算すると、約 3,655 万となり削減率はマイナスの 8.05%と答弁しております。

次に、令和 18 年度までで見ると熱回収施設分で、どれくらいの削減効果が見込まれているのか、直営だった場合との金額比較と削減率についてのご質問に対し、令和 7 年度以降については契約をしていないため委託費が確定しておらず、削減効果や直営との比較、削減率の算出は困難と、以上まで事務局として答弁をしております。

最後に、令和 7 年度以降に複数社が入札に参加し、競争性がどこまで働くのか不明、令和 6 年度までの状況を踏まえれば、今の段階で令和 18 年度までの委託費という中で、競争性が働いて経費の削減に繋がるかどうかは不確実な話であり、この 6 年度までの実績を検証する必要がある。DBO 方式で進むのか、再検討する必要があるのかも含めて、組合としての検討する必要があると思うが、管理者としての見解はとのご質問に対しまして、当時の山本管理者から、私自身としては最小の経費で最大の効果を出すとの地方自治法の趣旨に則り、本組合の事業推進すべきだという理解、民間の活力や民間の知恵は今後も借り続ける必要があると思っているが、一方で、市場というのは失敗する場合があります、その要因は情報の非対称性と参入障壁、今から令和 5 年度までの契約を見直すということは難しいが、今後調査研究はすべき。私が考えるに、少なくとも複数社の応札はあるべきと思っており、ただ複数社の応札があったとしても、直営であった場合よりも高くなってしまおうというのが、事前に分かるのであれば、そもそも民営化民間委託には馴染まない可能性もある。どちらにせよ今現時点においてどうなのかは、明言は出来ないが、ご指摘もあることから DBO ありきで進めるというのはどうかとは思っており、様々な調査研究をしながら再考する必要があるものと考えていると答弁されております。

1. 1 番議員(松永隆太君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 松永議員。

1. 1 番議員(松永隆太君) ありがとうございます。1 班体制での運転管理業務委託ですが、委託で安くなるどころか、逆に高くなっていることが判明し、令和 7 年度から 2 班体制を目指しているということですが安くなるのでしょうか。

1. 事務局長(近田邦彦君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 近田局長。

1. 事務局長(近田邦彦君) はい。ご答弁申し上げます。

まず大前提として、当施設を長寿命化し施設利用年数を 30 年以上稼働させるための基幹的設備改良工事と、安全安定した施設稼働のために、施設の性能保証、瑕疵担保の観点や経済性を踏まえ令和 19 年度からの予定で、基幹的設備改良 DBO 方式での事業実施をすることにつきまして、構成両市と組合で議論した、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書や同あり方にかかる審議会からの答申などを経て、現在想定をしているところでございます。そしてその前段階として、令和 18 年度までの施設の管理及び運営のあり方に関しましては、複数の導入パターンから種々検討した結果、現在第 1 期短期運転委託 3 年、第 2 期短期運転委託 5 年、第 3 期 7 年の長期運転委託または長期包括委託のパターンが採用しうる方式としての優先順位が高いとして評価し、現在取り組んでいるところでございます。

運転管理業務の 1 班委託では逆に高くなっているが、令和 7 年度から予定している 2 班委託では安くなるのかとのご質問でございますが、令和 19 年度から想定する基幹的設備改良 DBO 方式を目指す中で、令和 18 年度までの移行期間において施設の管理及び運営を、ソフトランディングさせる

具体策として取り組む、段階的な運転管理委託でありまして、経済効果を目的とした委託ではないこと、加えて、議員ご指摘の1班委託では逆に高くなっているとは、令和5年組合議会第1回定例会の一般質問での質疑におきまして、事務局として令和4年度の熱回収施設における、年間委託費を切りとって、数字を答弁した部分を根拠とされていると思われませんが、事務局といたしましてはこれだけをとらえて、比較議論をするものとは考えておりません。これらを踏まえ、令和7年度からの委託について安くなるのかというご質問につきましては、今後入札手続きを進めていこうという現段階において、お答えできるものではございませんが、純粹に高いというご意見もあることも踏まえ、次期の入札における仕様書及び設計金額につきましては、前回からの経験を生かして工夫し、作成していきたいと考えております。

1. 1番議員(松永隆太君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 1番松永議員。

1. 1番議員(松永隆太君) ありがとうございます。それではこれまでの質問等、ご答弁に対しまして、山本副管理者どのように考えているでしょうか。

1. 議長(松本直高君) 山本副管理者。

1. 副管理者(山本景君) はい。ご答弁申し上げます。

ただし現在におきまして、私副管理者という立場であるということをご理解賜りますようお願いを申し上げます。

運転管理業務に関しまして、1班体制の委託を行う、逆に約8%高くなってしまっているということは、事実であり重く受け止めなければならないと思っております。私なりにその要因を分析をいたしましたところ、一人当たりの人件費を比較いたしますと、直営と委託の場合、民間の方が実は安い。若干安いことは事実でございます。但し、民間に委託すると1班の4人体制とは別に管理業務にあたる方も、また別にいるため、結果といたしましては、民間の方が高くなってしまっているというところがあるところでございます。

もし2班で8人体制となった場合、このときにもやはり管理監督とかをするものが、また別に必要になるということになってしまうのは、こちらについてもやはり高くなってしまいう可能性があるもので、そうならないように兼務で出来ないか、そこら辺につきましては、検討をぜひすべきであるというふうに考えております。また、この施設につきましては建設の当時から1社の入札で、99.1%の落札率という事実がございまして、運転管理業務についても、先ほど他の議員の方からもご指摘もありましたけれども、建設した1社の関係会社のみという点もあり、やはりその点、それらの点を含めるとかなり不可解なところはあるのかなと考えております。何が参入障壁になっているのかについては、やはり特定をし、その要因を取り除いた上で入札の実施はされるのが望ましいと考えております。今後2班体制になるときに、その検討の中で、どうしても設計段階で高くなってしまいう、そしてまた参入障壁があり、他の事業者がどうしても参入できないという、そういった事情があるというのであれば、私につきましてはあくまで副管理者という立場にはなりますけど、2班体制への移行については再考が必要であるというふうに考えております。

以上をもって答弁いたします。

1. 1番議員(松永隆太君) 議長。

1. 議長(松本直高君) 1番松永議員。

1. 1番議員(松永隆太君) ありがとうございます。それでは今後の民間委託の範囲やDBOについての考えをお聞かせください。

1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 近田局長。
1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ご答弁申し上げます。

現時点での当組合としての認識は熱回収施設の運転管理における、令和19年度以降の運営につきましては、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討において、基幹的設備改良DBO方式を実施していくことが望ましいとされていることから移行期間としての令和7年度からの2班委託、また令和12年度からの4班委託を実施をするものと認識をしております。

1. 1番議員（松永隆太君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 1番松永議員。
1. 1番議員（松永隆太君） ありがとうございます。今のご答弁に対し山本副管理者はどのように考えておられるでしょうか。
1. 議長（松本直高君） 山本副管理者。
1. 副管理者（山本 景君） はい。過去の一般質問でも答弁をいたしましたところと重複はいたしますが、地方自治法上、最小の経費で最大の効果ということが明確に規定がされております。なんでもかんでも民間委託とか民営化っていうふうな規定はないものと理解をしております。

そうした中で過去、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書と決まったという事実はあるというふうには、思っております。ただし、そうなったからといって、その後、様々な検討でやはり私については、臨機応変に対応することも一方で必要であり、そうすると、やはり交野市のみならず構成両市、そしてまた組合とで協議は必要になるというふうに考えております。ただしDBOになりますと、令和19年度とされております。かなり先の話でございます。

したがって、先ほど私質問のあった2班8人体制の委託をどうするのか、こちらの方は結果を受けの判断になるのかなというふうには思っておりますが、ただその結果として、かんばしくない。あまり良い結果がやはり得られないというのであれば、副管理者、そしてまた交野市長として、ごみ処理の管理及び運営のあり方検討報告書等の再考を求めたいというふうに思っております。

以上をもって答弁といたします。

1. 1番議員（松永隆太君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 1番松永議員。
1. 1番議員（松永隆太君） ありがとうございます。それでは最後になりますが、この件について組合としての考えを確認させていただけますでしょうか。
1. 事務局長（近田邦彦君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 近田局長。
1. 事務局長（近田邦彦君） はい。ご答弁申し上げます。

組合といたしましては、令和19年度以降の基幹的設備改良DBO方式の実施に向けて、今後令和7年度からの2班委託、令和12年度からの4班委託を進めてまいります。それぞれの発注段階にあたりましては、組合として課題認識に対する検討に加え、本日、今いただきましたご意見も踏まえまして、財政負担の低減と安全で安心出来る施設運営を両立すべく、その時点における最適な選択を仕様に反映できるよう、鋭意取り組んでまいります。

1. 1番議員（松永隆太君） 議長。
1. 議長（松本直高君） 1番松永議員。
1. 1番議員（松永隆太君） ありがとうございます。今回熱回収施設の運転管理の部分を切りとって

話をすると管理費用が高くなっているということは分かりました。また今後、長期包括的委託となるときには、総合的にコストダウン出来る可能性があることについても認識しております。ただやはり部分的にでも現状高いという事実は変わりませんので、今後の入札におきましてはより、競争性を高めるため、今までの実績をもとに必要資格や管理体制の変更など安全安心を担保した上で、コストダウンを行い、より多くの会社が競争入札に参加出来るようにしていただきますことを要望しまして、私からの一般質問を終わります。以上でございます。

1. 議長（松本直高君） これにて松永隆太議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。

1. 管理者（東 修平君） 議長

1. 議長（松本直高君） 管理者。

1. 管理者（東 修平君） はい。第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例、令和5年度本組合会計補正予算（第1号）につきまして、ご審議をいただき、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本組合では、年末年始にかけて、両市からのごみ搬入量が増加する繁忙期を迎えますが、市民生活に支障が生じないよう、万全の体制をもって、対応してまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。皆さまには、年の瀬を控え、何かとお忙しい時期となり、また、寒さが一層厳しくなる季節となりますことから、くれぐれもお身体にはご留意をいただき、ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議長（松本直高君） 以上をもちまして、令和5年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に14時46分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年12月21日

四條畷市交野市清掃施設組合議長  
松本直高

四條畷市交野市清掃施設組合議員  
土井一慶

四條畷市交野市清掃施設組合議員  
柳生駿祐